**市税を一時に納付できない方のために**

**「猶予制度」があります**

**換価の猶予**

市税を一時に納付することにより、

事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは・・・

その市税の納期限から指定の期限内に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する市税以外にすでに滞納になっている税がある場合には、申請による換価の猶予は認められません。

※申請による換価の猶予は、平成28年4月1日以降に納期限が到来する市税について適用されます。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、市長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

**徴収猶予**

　**（ア）災害や盗難**

**（イ）納税者又は家族の病気・負傷**

**（ウ）事業の廃止・休止**

**（エ）事業についての著しい損失**

　　※「著しい損失を受けた」とは申請前の1年間においてその前年の利益の額の2分の1を超える損失（赤字）が生じた

場合をいいます。

　 **（オ）本来の期限から1年以上経過した後に修正申告などにより納付すべき税額が確定した場合**

**などにより、市税を一時に納付することができないときは・・・**

**申請することにより1年以内の期限に限り、徴収猶予が認められる場合があります。**

※市税の納期限前に災害により相当の損失を受けたときには、別途被災者のための猶予制度が設けられる場合があります。

※上記（オ）の場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、修正申告などにより納付すべきこととなった

市税の納期限までに申請する必要があります。

**猶予が認められると・・・**

**・猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。**

**・財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。**

**市税を納期限までに納付できない場合は、お早目に収税課にご相談ください。**

市税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。

　 また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることになります。

**筑西市役所　収税課　電話　0296-24-2111**

**猶予を受けるための手続きについては裏面へ**

**申請の手続き**

※猶予の基準等は地方税法によるほか、課税した市の条例で定められています。

**【提出する書類】**

**①「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」**

**②「財産目録」**

**③「収支の明細書」**

　※猶予を受けようとする金額が100万円以下若しくは猶予期間が3ヶ月以内の場合には、「財産目録」及び「収支の明細書」に代えて「財産収支状況書」を提出してください。

　**④担保の提供に関する書類**

**⑤猶予該当事実を証する書類**

**【申請の期限】**

　**・換価の猶予**　猶予を受けようとする市税の納期限から6ヶ月以内

　**・徴収猶予**（ア）から（エ）までに該当する徴収の猶予については、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。（オ）に該当する場合の徴収猶予については、その本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定した市税の納期限までに申請してください。

　 【**申請の許可または不許可**】

提出された書類の内容を審査した後、市から猶予の許可又は不許可を通知します。猶予が許可された場合は、市から送付される「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおりに納付する必要があります。

**担保の提供**

**猶予の申請をする場合は、原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。地方税法により、担保として提供できる財産の種類には、次のようなものがあります。**

・国債や市長が確実と認める上場有価証券、土地・建物、市長が確実と認める保証人の保証

**なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。**

・猶予を受ける金額が100万円以下である場合

・猶予を受ける期間が3ヶ月以内である場合

・その他市長が特に認めた事情のある場合

**猶予期間**

**猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができると認められる期間に限られます。なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。**※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由が認められる場合は、申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります。（当初の猶予期間と合わせて最長2年）

**猶予の取消**

**猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。**

・「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおりの納付がない場合。

・猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった税が滞納となった場合など。

【この猶予制度は平成28年4月1日以降に行う猶予の申請について適用されます】